

南房総市と鋸南町のし尿及び浄化槽汚泥の処理の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 鋸南町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、し尿及び浄化槽汚泥の処理（収集及び運搬を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を南房総市に委託し、南房総市はこれを受託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、南房総市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、鋸南町の負担とする。

- 2 前項の経費の額及び支払の時期は、前々年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理量実績割合等により毎年度南房総市長及び鋸南町長が協議して定める。ただし、委託事務に関し特別な経費が生じた場合の負担割合は、南房総市長及び鋸南町長が別に協議するものとする。

(予算の計上)

第4条 南房総市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、南房総市の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に係る収入は、南房総市の収入とする。

(収入及び支出に関する報告)

第6条 南房総市長は、各年度終了後速やかに委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出の明細を鋸南町長に通知するものとする。

(経費の調整)

第7条 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、鋸南町の負担すべきものに対し、鋸南町が南房総市に納付した額に過不足があるときは、翌年度鋸南町の負担すべき額において調整するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第8条 南房総市長は、委託事務の管理及び執行について適用される南房総市の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ鋸南町長に通知しなければならない。

2 南房総市長は、前項の規定により条例等の制定又は改廃を行った場合においては、直ちに改正内容を鋸南町長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、鋸南町長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(連絡会議)

第9条 南房総市長及び鋸南町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、南房総市長及び鋸南町長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 鋸南町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する南房総市の条例等が鋸南町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。